
第1章 はじめに

1 マニュアルの位置づけ

- このマニュアルは、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第7条の規定に基づき定められた「*香川県公共施設緑化基準（平成14年4月1日制定）」（以下「緑化基準」という。）第10項第2号の規定による公共施設の緑化を行う場合の指針とする。

※参考資料 161 ページ参照。

- このマニュアルは、平成14年4月1日から適用するものとする。
- マニュアルにおいて「緑化」とは、公共施設において、新たに緑を創出することに加え、既存の緑地を改良することを含めるものとする。
- このマニュアルに基づき、公共施設の緑化を効果的に推進することによって、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な環境の確保に資するものとする。
- 市町が所管する公共施設や事業所等の民間施設についても、緑化基準並びにこのマニュアルを参考として、効果的な緑化に努めることが求められる。

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、狭あいな県土を有し、その森林等の占める割合が低く、高度な土地利用が行われている本県において、みどりが有する県土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止その他の公益的機能の重要性にかんがみ、県民の参加と協働の下、県土の計画的な緑化を推進するとともに、みどりを保全するために必要な土地利用の調整を行うことにより、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な環境の確保に資することを目的とする。

（公共施設の緑化）

第7条 県は、その設置し、又は管理する道路、都市公園、学校、庁舎等の公共施設について、知事が定める基準により、緑化を行うものとする。

2 これからの香川の緑づくり

- このマニュアルは、「香川県緑化推進基本計画(みどりの創造プラン)」(平成13年3月)(以下「緑化推進基本計画」という。)におけるこれからの香川の緑づくりの考え方を踏まえ、公共施設の緑化を効果的に推進するための標準的な緑化の手順及び手法を示すものである。
- 緑化推進基本計画は、これからの香川の緑づくりの考え方として、今日的な課題への対応を考慮した以下の3つの視点を踏まえ、4つの基本方針に沿って緑化の取組を進めていくものとしている。

～これからの香川の緑づくりの考え方～

<3つの視点>

●視点1 県土の特性を踏まえる

- ・香川の自然的特性にあった健全な緑をつくる
- ・それぞれの地域にふさわしい緑をつくる
- ・長期的な視点で緑との適正な関わりを保つ

●視点2 新しい価値を加える

- ・地球規模の環境問題への対応を図る
- ・多様な生物を育む緑をつくる
- ・地域の安全に役立つ緑をつくる
- ・新たな地域個性や魅力を生み出す緑をつくる

●視点3 県民総参加の取組を進める

- ・行政や民間団体、県民など、それぞれの主体の役割分担を踏まえた取組を推進する
- ・県民一人ひとりの理解と意欲を高める
- ・行政機関相互の連携・協力を強化する

<4つの基本方針>

- ① 香川の緑をまもる
緑を保全し良好に維持する
- ② 香川の緑をいかす
緑を活用し価値を高める
- ③ 香川の緑をつくる
質の高い緑を効果的に創出する
- ④ 香川の緑をみんなで育てる
県民総参加の緑づくりを進める

3 緑化の体制

(1) 関係部局間の調整・連携

- 公共施設の緑化は、法令に準拠することはもとより、緑の基本計画等における地域整備の方向性との整合を図る必要があり、必要に応じてこれら法令や計画の所管部局との調整を図る必要がある。
- また、緑化を行う施設又は隣接する他の施設が本来果たすべき機能を損なわない範囲で、必要とする緑化の機能・効果を確保していくため、これら関連施設を所管する部局間の調整・連携の体制を図る必要がある。

(2) 地域住民等と一体となった取組の推進

- 緑化推進基本計画では、県民総参加による緑化の取組を進めることを緑化推進の視点の一つとしており、公共施設の緑化においても、地域住民等と一体となった取組を推進する必要がある。
- 特に、地域の利用拠点である公園や道路等の緑化では、計画の策定段階を含め、地域住民等の参加による取組手法を積極的に取り入れ、県民総参加による緑化の推進拠点としての役割を果たす必要がある。

(3) 緑づくりの専門家からの技術的支援

- 緑化は、生物学や工学等に係る幅広い専門領域を統合する技術であり、必要に応じてそれぞれの専門家からの技術的な支援を要請する。
- それぞれの緑化の取組において、技術的に何が課題であるのかを明確にし、効果的な技術的支援が得られるよう留意する。

(4) 自然保護室との事前協議

- 各緑化事業の担当部局は、実施しようとする緑化事業（計画が決定される以前の基本計画等の段階のもの）の概要を自然保護室に報告する。
- 自然保護室は、報告された緑化事業の内容を把握し、必要に応じて事業担当部局との協議を実施する。
- 緑化事業の内容により、他の関連部局との事前調整を要する場合は、必要に応じて自然保護室が調整の場に立ち会う。
- 建築物に係る公共施設の緑化事業については、建築課を交えて事前協議、事前調整を実施する。

4 マニュアルの使い方

| <構成> | <内容> | <使い方> |
|-------------|--|---|
| 第1章 はじめに | ・マニュアルの位置づけや緑化の体制等の解説 | このマニュアルの基本的な事項を把握する。 |
| 第2章 緑化事業の手順 | ・緑化事業に際しての留意事項、計画から管理に至るまでの標準的な事業手順の解説 | 緑化事業を進める際の基本的な手順や技術手法を示しており、事業や植栽地の特性を踏まえて応用する。 |
| 第3章 計画の手法 | ・公共施設全般に共通する緑化の標準的な技術手法の解説 | |
| 第4章 施工の手法 | | |
| 第5章 管理の手法 | | |
| 第6章 施設別緑化手法 | ・施設別緑化手法の解説 | 公共施設ごとの目的・機能等を踏まえた緑化手法を把握する。 |
| 参考資料 | ・建築物緑化、基盤整備、樹種選定に係る資料等 | 緑化を実施する際に参考とする。 |